

## 「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等（案）」について

### I. 背景

第 1 7 1 回国会において、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）」が成立し、平成 2 1 年 6 月 2 6 日に公布されたところである。

今般、法を施行するため、法第 3 条の規定に基づいて特定地域を指定するための指定基準等を定める必要がある。

### II. 概要

#### ○特定地域の指定基準

特定地域の指定基準を 1. 又は 2. のいずれかに該当する営業区域とすること等を定める。

1. 人口 1 0 万人以上の都市を含む営業区域であって、①から③までのいずれかに該当するもの。
  - ① 日車実車キロ又は日車営収が、平成 1 3 年度と比較して減少していること。
  - ② 前 5 年間の事故件数が毎年度増加していること。
  - ③ 前 5 年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
2. 人口 1 0 万人以上の都市を含まない営業区域であって、①から③までのいずれにも該当するもの。
  - ① 人口が概ね 5 万人以上の都市を含むこと。
  - ② アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。
    - ア. 日車営収又は日車実車キロが、平成 1 3 年度と比較して 1 0 % 以上下回っていること。
    - イ. 前 5 年間の事故件数が毎年度増加していること。
    - ウ. 前 5 年間の法令違反の件数が毎年度増加していること。
  - ③ 当該営業区域を含む市町村長又は都道府県知事から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと。

#### ○特定地域の指定期間

3 年を超えない範囲